

公立八女総合病院企業団における女性職員の活躍の推進に関する
特定事業主行動計画

平成28年4月1日
公立八女総合病院企業団企業長

公立八女総合病院企業団（以下「本企業団」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、公立八女総合病院企業団企業長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画は、事務局総務課が主管となり計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行い、必要に応じて見直す。

3. 女性の職業生活における活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本企業団の女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

- ・女性職員の育児休業取得率100%（取得を希望しない者は除く）の維持、および平成32年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を90%（平成26年度実績60%）にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- ・育児休業等の取得促進のため、所属長は、母親や父親になる職員の育児休業等の予定を事前に把握し、育児休業等を予定していない職員については、取得を促します。また、父親になる職員に対する配偶者出産休暇等の制度の周知に努めます。

(以上)